

# 令和3年度千葉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業 支援金交付要綱

## (通則)

第1条 令和3年度千葉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「令和3年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（令和4年1月18日厚生労働省発障0118第7号厚生労働事務次官通知）、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」（令和3年12月22日障発1222第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この支援金は、障害福祉サービス施設・事業所等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することにより、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める事業を行う事業所とする。

- (1) 通所系サービス事業所 生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
- (2) 短期入所サービス事業所 短期入所
- (3) 障害者施設等 障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (4) 訪問系サービス事業所 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- (5) 相談系サービス事業所 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の意義は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の例による。

3 第1項第1号から第5号に掲げる事業所又は施設を総称して「障害福祉サービス施設・事業所等」という。

## (交付の対象)

第4条 この支援金の支給対象となる者は、千葉県内において障害福祉サービス施設・事業所等を設置又は運営する者（以下「障害福祉事業者等」という。）とし、対象経費は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（支援金の算定方法）

第5条 この支援金の交付額は、別表に定める方法により算出された額とする。

2 この支援金は、本事業とは別に、国、県及び市町村等における他の交付金、補助金等と重複して交付を受けることはできない。

（交付の条件）

第6条 この支援金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 本事業の経費の配分の変更はしてはならないものとする。

(2) 本事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 本事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(4) 本事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 本事業により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 本事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 支援金の交付を受けた者は、知事から求めがあった際には、支出証拠書類等知事の求めるものを別途提出しなければならない。

#### （申請手続等）

第7条 障害福祉事業者等は、支援金の交付を申請しようとするときは、交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）により、別に定める日までに千葉県国民健康保険団体連合会を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 なお、前項の規定にかかわらず、交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）により千葉県国民健康保険団体連合会を経由しての申請が困難である場合は、交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号）により、別に定める日までに知事に提出するものとする。

#### （交付決定までの標準的期間等）

第8条 知事は、第7条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかに交付決定を行うとともに、併せて交付額の確定を行い、申請者に対してその内容を通知する。

- 2 知事は、前項の交付決定及び交付額の確定を行った場合は、直ちに支援金の支払いを行う。

#### （支援金の返還）

第9条 知事は、第7条の交付申請書兼実績報告書兼請求書の内容が、第5条乃至第6条の規定と異なることが明らかになった場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、当該取り消しに係る部分に対する支援金について県に返還することを命ずることができるものとする。

#### （決定の取消等）

第10条 知事は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- 二 支援金の他の用途への使用をし、その他交付事業に関し支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団又は第4条第2項第2号若しくは第3号に該当する者（交付事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）であることが判明したとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、支援金の当該取消に係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 交付事業者は、第1項の規定により支援金の交付の決定が取り消された場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、  
当該支援金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金等の額に充てられたものとする。
- 5 交付事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 7 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、千葉県が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 本事業の支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（事業概要に関する周知等）

第12条 知事は、事業実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により障害福祉サービス施設・事業所等への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、障害福祉サービス施設・事業所等から知事が別に定める日までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、支援金を受けることを辞退したものとみなす。

（その他）

第14条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年1月18日から施行し、令和3年度分の予算に係る支援金について適用する。

別表

基準単価				
分類	No.	サービス名	サービス毎基準単価	
通所系	1	40人以下	20千円/事業所	
	2	療養介護	41人～60人	
	3		61人以上	
	4		生活介護	
	5	自立訓練(機能訓練)		7千円/事業所
	6	自立訓練(生活訓練)		7千円/事業所
	7	就労移行支援		7千円/事業所
	8	就労継続支援 A 型		7千円/事業所
	9	就労継続支援 B 型		7千円/事業所
	10	就労定着支援		3千円/事業所
	11	自立生活援助		3千円/事業所
	12	児童発達支援		7千円/事業所
	13	医療型児童発達支援		7千円/事業所
	14	放課後等デイサービス		7千円/事業所
短期入所	15	短期入所	7千円/事業所	
入所・居住系	16	40人以下	20千円/事業所	
	17	施設入所支援	41人～60人	
	18		61人以上	
	19		共同生活援助(介護サービス包括型)	
	20	共同生活援助(日中サービス支援型)		7千円/事業所
	21	共同生活援助(外部サービス利用型)		7千円/事業所
	22	40人以下	20千円/事業所	
	23	福祉型障害児入所施設	41人～60人	
	24		61人以上	
	25		40人以下	
	26	医療型障害児入所施設	41人～60人	30千円/事業所
	27		61人以上	40千円/事業所
訪問系	28	居宅介護		3千円/事業所
	29	重度訪問介護		3千円/事業所
	30	同行援護		3千円/事業所
	31	行動援護		3千円/事業所
	32	居宅訪問型児童発達支援		3千円/事業所
	33	保育所等訪問支援		3千円/事業所
	相談系	34	計画相談支援	
35		地域移行支援		3千円/事業所
36		地域定着支援		3千円/事業所
37		障害児相談支援		3千円/事業所
対象経費	令和3年10月1日から12月31日までに購入した次の衛生用品及び備品の購入費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額 ①感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品(マスク、手袋、消毒液など) ②感染症対策に要する備品(パーティション及びパルスオキシメーター)			
支援金の額の算定	・施設・事業所ごとに、基準単価を限度として支援金を支払うことができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を支援金額とする。なお、支援金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			

- ※1 対象施設・事業所は、令和3年10月から12月までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。  
なお、令和3年10月～12月に指定された事業所は指定された日以降に購入した費用のみ対象となる。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで支援金を交付することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員については、支援金の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
  - ・療養介護
  - ・同行援護(基準該当含む)
  - ・自立訓練(生活訓練)(共生型・基準該当)
  - ・医療型児童発達支援
  - ・行動援護(基準該当含む)
  - ・児童発達支援(共生型・基準該当)
  - ・医療型障害児入所施設
  - ・生活介護(共生型・基準該当)
  - ・放課後等デイサービス(共生型・基準該当)
  - ・居宅介護(共生型・基準該当含む)
  - ・短期入所(共生型・基準該当)
  - ・重度訪問介護(共生型・基準該当含む)
  - ・自立訓練(機能訓練)(共生型・基準該当)

申請書様式第1号（様式1）総括表

令和3年度千葉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業  
 支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

千葉県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
申請に関する担当者※	職名		氏名		

※代表者と異なる場合に入力

申請内容

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 療養介護（定員40人以下）	0 か所	0 円
	2 療養介護（定員41人～60人）	0 か所	0 円
	3 療養介護（定員61人以上）	0 か所	0 円
	4 生活介護	0 か所	0 円
	5 自立訓練（機能訓練）	0 か所	0 円
	6 自立訓練（生活訓練）	0 か所	0 円
	7 就労移行支援	0 か所	0 円
	8 就労継続支援A型	0 か所	0 円
	9 就労継続支援B型	0 か所	0 円
	10 就労定着支援	0 か所	0 円
	11 自立生活援助	0 か所	0 円
	12 児童発達支援	0 か所	0 円
	13 医療型児童発達支援	0 か所	0 円
	14 放課後等デイサービス	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所	15 短期入所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
入所・居住系	16 施設入所支援（定員40人以下）	0 か所	0 円
	17 施設入所支援（定員41人～60人）	0 か所	0 円
	18 施設入所支援（定員61人以上）	0 か所	0 円
	19 共同生活援助（介護サービス包括型）	0 か所	0 円
	20 共同生活援助（日中サービス支援型）	0 か所	0 円
	21 共同生活援助（外部サービス利用型）	0 か所	0 円
	22 福祉型障害児入所施設（定員40人以下）	0 か所	0 円
	23 福祉型障害児入所施設（定員41人～60人）	0 か所	0 円
	24 福祉型障害児入所施設（定員61人以上）	0 か所	0 円
25 医療型障害児入所施設（定員40人以下）	0 か所	0 円	
26 医療型障害児入所施設（定員41人～60人）	0 か所	0 円	
27 医療型障害児入所施設（定員61人以上）	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
訪問系	28 居宅介護	0 か所	0 円
	29 重度訪問介護	0 か所	0 円
	30 同行援護	0 か所	0 円
	31 行動援護	0 か所	0 円
	32 居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 円
	33 保育所等訪問支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
相談系	34 計画相談支援	0 か所	0 円
	35 地域移行支援	0 か所	0 円
	36 地域定着支援	0 か所	0 円
	37 障害児相談支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円





(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	フリガナ				事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )	※定員は療養介護、施設入所支援、障害児入所施設のみ記載		
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

品目(マスク等)	所要額(円)	基準単価	円	所要額	円
		数量等			
合計(①)	0	※所要額は、購入費用から消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。			

誓約事項

	令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の助成金交付を受けていない。 この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	支援金の交付を受けようとする事業を行う者(法人その他団体にあつては、その役員等)に、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」申請マニュアル1.3(1)に該当する者はいない。
	この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。また、所要額に消費税及び地方消費税額は含まれていない。

口座情報

	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	本事業は原則、国保連合会のシステムを活用した補助金の交付を予定しています。(債権譲渡がある場合等を除く)
	国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない	債権譲渡されていない場合は、左欄に○を入れて下さい。 ※債権譲渡されている場合、都道府県に申請して下さい。

申請書様式第2号(様式1) 総括表

令和3年度千葉県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業  
 支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書

令和 年 月 日

千葉県知事 殿

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - )			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
申請に関する担当者※	職名		氏名		

※代表者と異なる場合に入力

申請内容

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 療養介護(定員40人以下)	0 か所	0 円
	2 療養介護(定員41人~60人)	0 か所	0 円
	3 療養介護(定員61人以上)	0 か所	0 円
	4 生活介護	0 か所	0 円
	5 自立訓練(機能訓練)	0 か所	0 円
	6 自立訓練(生活訓練)	0 か所	0 円
	7 就労移行支援	0 か所	0 円
	8 就労継続支援A型	0 か所	0 円
	9 就労継続支援B型	0 か所	0 円
	10 就労定着支援	0 か所	0 円
	11 自立生活援助	0 か所	0 円
	12 児童発達支援	0 か所	0 円
	13 医療型児童発達支援	0 か所	0 円
	14 放課後等デイサービス	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所	15 短期入所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
入所・居住系	16 施設入所支援(定員40人以下)	0 か所	0 円
	17 施設入所支援(定員41人~60人)	0 か所	0 円
	18 施設入所支援(定員61人以上)	0 か所	0 円
	19 共同生活援助(介護サービス包括型)	0 か所	0 円
	20 共同生活援助(日中サービス支援型)	0 か所	0 円
	21 共同生活援助(外部サービス利用型)	0 か所	0 円
	22 福祉型障害児入所施設(定員40人以下)	0 か所	0 円
	23 福祉型障害児入所施設(定員41人~60人)	0 か所	0 円
	24 福祉型障害児入所施設(定員61人以上)	0 か所	0 円
25 医療型障害児入所施設(定員40人以下)	0 か所	0 円	
26 医療型障害児入所施設(定員41人~60人)	0 か所	0 円	
27 医療型障害児入所施設(定員61人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円

障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
訪問系	28 居宅介護	0 か所	0 円
	29 重度訪問介護	0 か所	0 円
	30 同行援護	0 か所	0 円
	31 行動援護	0 か所	0 円
	32 居宅訪問型児童発達支援	0 か所	0 円
	33 保育所等訪問支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
相談系	34 計画相談支援	0 か所	0 円
	35 地域移行支援	0 か所	0 円
	36 地域定着支援	0 か所	0 円
	37 障害児相談支援	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円



(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設の状況	フリガナ				事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別			定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 - )	※定員は療養介護、施設入所支援、障害児入所施設のみ記載		
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>		基準単価	円	所要額	円
品目(マスク等)	所要額(円)	数量等			
合計(①)	0	※所要額は、購入費用から消費税及び地方消費税を除いた額を記載してください。			

誓約事項	
	令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の助成金交付を受けていない。 この補助事業と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
	支援金の交付を受けようとする事業を行う者(法人その他団体にあつては、その役員等)に、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」申請マニュアル1.3(1)に該当する者はいない。
	この補助事業に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。また、所要額に消費税及び地方消費税額は含まれていない。

※別紙口座振替依頼書を併せて提出して下さい。

# 口座振替（送金）依頼書

令和 年 月 日

千葉県会計管理者 様

依頼者 住所  
(相手方)

氏名

公金の支払については、下記のとおり口座振替（送金）払を依頼します。

記

依頼区分	1. 新規	理由・変更日	相手方（債権者）		※課（かい）名・コード	
	2. 変更		※コード	※枝番		
	相手方名、代表者名 住所、口座名義人					
3. 口座追加			※相手方種別	※相手方特定区分		
4. 口座削除						

相手方（債権者）	相手方名（氏名・会社名）	（カナ）																								
		（漢字）																								
	住所	（カナ）																								
		（漢字）																								

住所	郵便番号				電話番号				※市区町村コード				都道府県・市区町村名													
													都道府県 市郡 区町村													
	字・番地	（カナ）																								
		（漢字）																								
	方書（ビル名）	（カナ）																								
		（漢字）																								

振込先	※金融機関コード				金融機関・店舗名				預金種目		口座番号																
					銀行 支店				1 普通 2 当座																		
	口座名義人（カナ）																										

- <注意>
- ※この欄は記入しないでください。= 課（かい）で記入すること。
  - 記入方法は別紙を参照してください。
  - 口座名義人はカナで記入してください。